4月28日(日)・5月2日(木・休) 午前9時~正午(8面参照)

夜間延長窓口 毎週水曜日(祝日を除く) 区役所は午後7時30分まで 区民事務所は午後7時まで

日曜・夜間延長窓口いずれも戸籍・住民記録など一部の業務取り扱い。 詳しくは、はなしょうぶコール(☎6758 - 2222)へ

おでかけ あんしん

認知症の方や家族が 安心して地域で生活できる環境を

葛飾区 の現状

葛飾区内の徘徊高齢者保護人数は、平成29年に632 人であったのが、平成30年は714人(葛飾・亀有警察 署調べ)と増加しています。

区では、認知症の症状で徘徊のある高齢者の早期帰 宅につなげるおでかけあんしん事業に、今年度から おでかけあんしん保険を加えました。

【担当課】 高齢者支援課 ☎5654 - 8597

まずは おでかけあんしん事業へ

【登録先】 福祉総合窓口(区役所 2 階201番)

【対象】

区内在住で、次のいずれかに該当する方 ※ただし、施設に入所している方は除きます。

- ▷医師に認知症と診断されていて徘徊の恐れがある方
 - →診断書など認知症であることがわかるものの写しが必要 です。ただし、要介護認定を受けている場合は不要です。
- ▷届出書に添付の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で、 該当する項目がある方

おでかけあんしんシール

登録時に登録番号とコールセンターの電話番号を記載した

おでかけあんしんシールをお渡 しします。

対象となる方が警察などに保 護されたときに、靴など身に着 けるものに貼ったシールを手掛 かりに24時間対応のコールセン ターを利用して身元や緊急連絡 先を照会し、ご家族などに連絡 することで、早期の帰宅へつな げます。

※保険の加入を希望しない方でも、お でかけあんしんシールのみのお渡し は可能です。





【登録方法】

所定の届出書に対象となる方と緊急連絡先(家族など原則 2人以上)の情報を記入していただき、福祉総合窓口(区役 所2階201番)に提出すると登録ができます。

届出書は福祉総合窓口で配布する他、区ホームページ(ト ップ→くらしのガイド→高齢者福祉→各種支援事業→おでか けあんしん事業)からも取り出せます。

おでかけあんしん保険(認知症保険)

認知症による徘徊が原因となる鉄道事故などが発生し、家 族が損害賠償責任を負うことになった場合などに補償される 保険です。保険のみの加入はできません。

補償内容	補償金額	
個人賠償責任補償 (例)線路に立ち入って電車を止めてしまい、 遅延・運休を伴う営業損害の損害賠償請求 を家族が受けた場合	最大 5 億円	
傷害の補償 (例)交通事故が起きて本人が死亡したり後 遺障害が生じたりした場合	最大50万円(後遺障害につい ては程度により2~50万円)	
被害者死亡時の見舞費用の補償	15万円	

※事故が発生したときの補償金の請求は、親族または本人(成年後 見人)のみが可能です。

が地域の皆さんへ 高齢者の方の 異変に気づいたら連絡ください

高齢者見守り相談窓口

【問い合わせ】 高齢者支援課 ☎5654 - 8257 高齢者総合相談センター(右表参照)

65歳以上のひとり暮らし高齢 者や高齢者のみの世帯、認知症 などによる徘徊など、地域の中 で見守り支援を必要とする方に 関する相談を受け付けています。





ひとり暮らしの方などの **絡先をお預かりします**

かつしかあんしんネット

緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員 ・高齢者総合相談センターがお預かりし、利用者の病気やけが などの緊急時に、消防や警察、医療機関からの依頼に応じて情 報を提供します。

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ▶65歳以上のひとり暮らし、またはひとり暮らしと同様の状況 にある方
- ▶75歳以上の方のみで構成される世帯の方

お困りのことがあれば ご相談ください

高齢者総合相談センター

4月28日(日)~5月6日(月・振休)は休館します。

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号
水 元	水元1 - 26 - 20	3826 - 2419
水元公園	南水元4 - 27 - 13 - 1階	6231 - 3567
新 宿	新宿2 - 16 - 4	3826 - 8726
金町	東金町1 - 36 - 1 - 108	3826 - 5031
高 砂	高砂3 - 27 - 12	5889 - 8600
柴 又	柴又1 - 47 - 7 - 102	5876 - 9531
青 戸	青戸3 - 13 - 19	5629 - 5719
亀 有	亀有4 - 31 - 18 - 105	6240 - 7630
堀切	堀切2 - 66 - 17	3697 - 7815
お花茶屋	白鳥1 - 12 - 20 - 1階	5671 - 2471
東四つ木	東四つ木2 - 27 - 1	5698 - 2204
立石	立石6 - 19 - 10 - 1階	6657 - 6140
奥 戸	奥戸3 - 25 - 1	5670 - 5212
新 小 岩	新小岩1 - 49 - 10 - 1階	5879 - 9328

【相談時間】 月~金曜日/午前9時~午後7時 土曜日/午前9時~午後5時30分 日曜日、祝日、年末年始は休館。

改元に伴う元号による年表示の取り扱いについて

改元日(5月1日)前までに区が作成した文書は、改元日以降の日付に「平成」を使用していても有効です。 また、改元日以降に作成する文書には、原則「令和」を使用しますが、「平成」を使用していても有効です。

【担当課】 総務課 ☎5654 - 8137





